

平成 21 年度高知県県産材利用住宅促進緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 20 条の規定に基づき、平成 21 年度高知県県産材利用住宅促進緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象経費)

第 2 条 県は、県産の乾燥材を使用した木造住宅（以下「県産木造住宅」という。）の建築を促進し、県産材の需要拡大を図るため、新築による県産木造住宅を個人が取得するための経費のうち、県産乾燥材の購入に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助の対象者)

第 3 条 補助金を受けることのできる者は、県内に自らが居住するために県産木造住宅を取得しようとする者とする。

(補助対象となる住宅)

第 4 条 第 2 条に規定する県産木造住宅とは、構造材の梁、桁、母屋、通し柱、管柱、間柱、筋かい、束、土台、大引又は根太として使用される木材の量の 50 パーセント以上に県産乾燥材を使用した住宅とする。

なお、県産乾燥材とは、県内の森林から森林関係法令上合法的に伐採された木材を県内で加工及び乾燥された材（含水率 20 パーセント以下。ただし、横架材にあつては 25 パーセント以下）とする。

(補助額)

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する構造材のうち県産乾燥材の使用量（立方メートル単位とする。）に 13,500 円を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は切り捨て）とする。

ただし、補助対象使用量は、30 立法メートルを上限とする。

(交付の申請)

第 6 条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、取得しようとする住宅建築の着工前に、別記第 1 号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、建売住宅にあつては、県産木造住宅を建築又は販売する者において申請ができるものとする。

2 前項に掲げる關係書類は次の各号に該当するものをいう。

- (1) 建築確認が必要な区域及び建物にあつては、建築基準法第 6 条に定める建築確認通知書の写し
- (2) 建築確認が必要でない区域にあつては、建築基準法第 15 条に定める建築工事届け済みであることの証明書の写し

(3) 設計図（附近見取図、配置図、平面図）の写し

(交付の決定)

第7条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合、その内容を審査したうえで、補助金の交付が適当であると認められるときは、別記第2号様式により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第1項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付目的を達成するため、申請者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この補助金に係る法令、規則、交付要綱に従うこと。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(変更等の手続き)

第9条 申請者は、交付決定を受けた補助事業について、次に該当する変更等を行おうとするときは、別記第3号様式による（変更・廃止）届を知事に提出しなければならない。

なお、建売住宅の場合で建築又は販売する者において、申請がなされ交付決定の通知を受けた住宅の場合、当該住宅の売買契約から補助事業が完了するまでに、申請者を当該住宅取得者に変更しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名の変更
- (2) 施工業者の名称、所在地の変更
- (3) 事業の廃止

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書に係る書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して14日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

なお、補助事業の完了とは、第4条に規定する構造材に係る工事が終了した時点をいう。

- 2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 木材の納品書の写し（樹種、使用箇所及び材積の記入があり、木材の合法性の証明がなされたもの）
 - (2) 住宅を購入した場合は、購入契約書の写し
 - (3) 外観写真（構造材が写っているもの）及び必要に応じて施工状況写真

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、第10条の実績報告書及び関係書類が提出されたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査したうえで、補助金の額を確定する。確定額は、申請に基づく交付決定額と実績報告により算出した額のいずれか低い方の金額とする。

なお交付決定額と確定額が相違する場合のみについて、別記第5号様式により、申請者に通知するものとする。

(情報公開)

第12条 補助事業又は申請者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年7月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年5月31日に効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第12条の規定について同日以降もなおその効力を有する。